

第17回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成30(2018)年11月20日(火)午後1時30分
場 所 大田原市総合文化会館 1階会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 中田原地区圃場整備事業について
- (2) 報告第2号 農地所有適格法人の設立について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第4号 非農地証明願について
- (7) 議案第5号 農用地利用集積計画について
- (8) 議案第6号 農地中間管理事業について

5 出席委員(13名)(法律第27条第3項規定)

- | | |
|------------|-------------|
| 1 番 木村 光一 | 2 番 清水 真理子 |
| 4 番 唐橋 洋子 | 5 番 小沼 伸枝 |
| 6 番 吉成 一 | 8 番 越沼 良 |
| 9 番 鈴木 賢一 | 10 番 相馬 和恵 |
| 12 番 高崎 真一 | 13 番 佐藤 長次 |
| 14 番 荒井 一夫 | 15 番 中山 知代子 |
| 16 番 阿見 芳 | |

6 欠席委員(4名)

- | | |
|------------|-------------|
| 3 番 石崎 陽一 | 7 番 助川 悦夫 |
| 11 番 細岡 則雄 | 17 番 津久井 勝之 |

7 参加した農地利用最適化推進委員(5名)

- 野崎地区：大田原 基一 (欠席：小川 福次)
佐久山地区：南須原 輝夫 八木澤 郁 関谷 弘
菅野 清隆 (欠席：齋藤 勝男)

8 本委員会に出席した職員

- (1) 事務局長 長谷川 淳
- (2) 農業振興係長 伊藤 甲文

- (3) 農地調整係長 田 上 建 二
- (4) 農地調整係主査 須 藤 義 尚
- (5) 農地調整係主事 長谷川 慎 弥
- (6) 農業公社事務局長 鈴 木 義 彦
- (7) 農政課農政係主事 平 石 健 一
- (8) 農林整備課農村整備係主査 益 子 徳 志

9 傍聴人 あり 1名

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） それでは早速荒井会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫） <あいさつ>

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は13名、欠席委員は4名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、ただいまから第17回農業委員会総会を開会いたします。

議 長（荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議 長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には1番木村光一委員、2番清水眞理子委員を指名いたします。会議の書記につきましては事務局の伊藤係長にお願いいたします。

それでは議事に入ります。始めに報告第1号「中田原地区圃場整備事業について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（益子 徳志） <総会資料に基づき読み上げ。1～3ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号「農地所有適格法人の設立について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（田上 建二） <総会資料に基づき読み上げ。4～5ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。中山委員。

中山 知代子委員 この会社は他の地域から来まして、地元地域の承諾といえますか、話し合いといえますか、許可といえますか、そのようなものは頂いているのでしょうか。

事務局 (田上 建二) 地元の了解といえますか、その間に入ったのが地元の方でございまして、ある程度地元の方も理解、了解しております。

議長 (荒井 一夫) その他ございしますか。
<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。なお、申請番号12番及び13番の2件は議事参与に該当しますことから、まず申請番号1番から11番までの11件について上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料に基づき読み上げ。6～7ページ>

議長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。清水委員。

現地調査担当委員 (清水真理子) 去る11月15日現地調査班第3班及び事務局とともに現地調査を行いましたので、調査結果について報告いたします。ただいまの農地法第3条の規定による許可申請のうち番号1番から11番までの11件について、地元推進委員および事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われまます。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございせんか。佐藤委員。

佐藤 長次委員 番号6番の案件ですが、妻から夫へ所有権を移転する珍しいケースかと思ひます。この土地の15,000㎡のうち12,000㎡ということで、約3,000㎡が分割になっていりますが、この背景についてわかる範囲で事務局から説明をお願いします。

事務局 (長谷川慎哉) 当該地の面積については、固定資産の評価上、一部山林となっておりまましたので、その部分について非農地申請があり、平成16年10月20日に非農地証明を出してあります。そのため、台帳上は非農地部分を削除してありますことから、今回については、残りの農地部分の申請になりますことから、このような表記となっております。

佐藤 長次委員 書き方ですが、地目は田んぼで、そういう場合は、その面積は相続の対象外だとすれば、除外した形で登記すればいいのではないかと思ひますが、それについてはいかがでしようか。

事務局 (田上 建二) この面積の15,342㎡は、登記簿上の面積です。そ

のうち、先ほど話がありましたように、3,000ちょっとについては、平成16年10月20日に非農地証明を取っていますので、農業委員会が管理しています農地台帳については、12,082㎡になります。法務局の面積15,342㎡のうち、農地台帳で管理している面積が12,082㎡であります。

議 長 (荒井 一夫) その他ございますか。
<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案のうち、申請番号1番から11番までの11件を原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号、申請番号1番から11番までの11件は原案のとおり許可することといたします。
次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号12番及び13番の2件を上程します。本件は議事参与に該当しますので、16番阿見委員は退室願います。
<16番阿見芳委員退室>

議 長 (荒井 一夫) それでは、事務局から説明を願います。
事務局 (長谷川慎弥) <総会資料に基づき読み上げ。7ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。清水委員。

現地調査担当委員 (清水真理子) 調査結果について報告いたします。ただいまの申請番号12番と13番の2件については、地元推進委員および事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案のうち、申請番号12番及び13番の2件について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号、申請番号12番及び13番の2件は原案のとおり許可することといたします。
16番阿見委員の入室を認めます。
<11番阿見芳委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件です。事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎哉) <総会資料に基づいて読み上げ。8ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。清水委員。

現地調査担当委員 (清水真理子) 調査結果について報告します。ただいまの農地法第4条の規定による許可申請1件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件あります。事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ。9～15ページ>

<申請番号5番について貸人を追加>

議 長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。清水委員。

現地調査担当委員 (清水真理子) 調査結果について報告します。ただいまの農地法第5条の規定による許可申請7件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号5番を除いて、原案のとおり許可することとし、また、5番を許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は5番を除いて原案

のとおり許可することとし、また、5番を許可相当とし栃木県農業会議に意見を求めることとします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は5件であります。なお、申請番号5番は議事参与に該当しますことから、まず申請番号1番から4番までの4件について上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ。16～19ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。清水委員。

現地調査担当委員 (清水眞理子) 調査結果について報告いたします。ただいまの非農地証明願の番号1番から4番までの4件について地元推進委員と現地調査をしたところ、申請地及び周辺の状態から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案のうち、申請番号1番から4番までの4件を原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認め、議案第4号、申請番号1番から4番までの4件は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」の申請番号5番を上程します。本件は、議事参与に該当しますので、16番阿見委員は退室願います。

<16番阿見芳委員退室>

議長 (荒井 一夫) 事務局から説明をお願いします。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ。20ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。清水委員。

現地調査担当委員 (清水眞理子) 調査結果について報告いたします。ただいまの番号5番について地元推進委員と現地調査をしたところ、申請地及び周辺の状態から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案のうち、申請番号5番について原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号、申請番号5番は、原案のとおり証明することといたします。16番阿見委員の入室を認めます。

<16番阿見芳委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (鈴木 義彦) <総会資料に基づいて読み上げ、21～27ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (平石 健一) <総会資料に基づいて読み上げ、28～29ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定された議事の審議は、すべて終了いたしました。

議 長 (荒井 一夫) 次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。小沼委員。

小沼 伸枝委員 収入保険についてお尋ねしたいのですが、木村委員が大田原地区の責任者になっておられるかと思いますが、今はどのような状況でしょうか。

議 長 (荒井 一夫) それでは、木村委員からお願いします。

木村 光一委員 私、県のNOSAIとちぎの理事として那須中央支所を担当しております。現在、収入保険については、12月末まで申請を受け付けております。なかなか思ったほどは加入推進ができていないところと、国の方も恐らく色々試行錯誤の中で作った収入保険でございますので、まだまだ改良の余地が多々あると思いますが、現時点では、農業者の作物の保険でなく、収入の保険であるところが大きな点であります。ですから、理解されている方といいますか、なかなか理解の浸透度が少ないところもありまして、職員も躍起となって説明に歩いております。そのなかで自分の経営をしっかりと見定めていただいて、そして将来的にも必要なもの、例えば人的なものもあるかと思っておりますので、それを把握していただいたうえで加入してもらうことが一番かと思っております。全国的に見ても加入の速度は、国で考えている速度よりは低いかと感じております。しかし、これから国の方で力を入れていく最大の農業県であると思っておりますので、そここのところを十分ご理解していただいて、自分の経営の中で必要であると思っただけであれば、早期の加入、これが一番あります。積立金等で躊躇されることもあるかと思っております。国の方でも積立金はスライドしていくということでもあります。あと、病気や入院になった場合でも適用されます。作物のところだけではなく、そういうところも総合的に判断いただいて農家の方が自ら考えていただけますと推進も楽かなと思っております。それには、うちの方、組合の推進能力が必要とされております。職員も必要に応じて何回も足を運んで説明していると思っております。この中でも鈴木委員さんは入いただいたところですが、最初に入っていた方、あとでじっくり考えて、入っていた方、状況もありますので、総合的に考えて、何回もシミュレーションもやっておりますので、遠慮なく申出いただければ説明に上がりますので、よろしく引き回しの程お願い申し上げます。

議 長 (荒井 一夫) よろしいでしょうか。その他ございますか。
<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 皆さん無いようですので、以上で第17回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後 2 時 3 7 分 閉 会